

広島県高校生等奨学給付金受給申請書及び
広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金受給申請書

私は、次の事項を確認し同意の上、申請します。

に印を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 私は広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金を申請していません。
（広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金のみを申請する場合は除く。）
- 下欄の高校生等が在学する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、高校生等奨学給付金又は広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金の全部又は一部について、在学する高等学校等の校長が代理受領し、学校徴収金の未納額等に充当することに同意します。

【申請者（保護者等）】

フリガナ		電話番号	
氏名		平日の日中に連絡のとれる電話番号	— —
住所	〒 — —	申請者と高校生等との関係 (該当する <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印)	<input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 高校生等本人 <input type="checkbox"/> その他 ()

【対象となる高校生等】 該当するに印を付けてください。

フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日
高校生等氏名			平成 年 月 日
在学する高等学校等	立 学校 第 学年		
	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学科：	

在学する高等学校等以外に在学していた高等学校等がある場合のみ記入してください。

過去の高等学校等における在学期間及び受給状況	学校名	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	課程・学科	在学中の給付金受給回数
	立 学校			なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

■ 学びの変革環境充実奨学金の受給資格確認

(次のいずれかのに印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	(学びの変革環境充実奨学金の給付を希望する方) 昨年度給付された方も申請できます。 学校の指示により、生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等 [※] しました。 他制度から、生徒用コンピュータの購入等に係る支援を受けていません。 ※ リース又はレンタル等の費用を負担している場合も含まれます。
<input type="checkbox"/>	生徒用コンピュータを保護者等の負担で購入等していません。 (例: 購入等の指示を受けていない、無償で機器を借りている、以前から機器を所有している、他の制度の助成を受けて購入等した 等) ⇒ 学びの変革環境充実奨学金については、対象外となります。

※ この欄は記入しないでください。

申請受付日	令和 年 月 日	支給額	円
支給区分	<input type="checkbox"/> 生業扶助 全定 (<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 270~380万円未満 <input type="checkbox"/> 380~490万円未満) <input type="checkbox"/> 通信 (<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 270~380万円未満 <input type="checkbox"/> 380~490万円未満) <input type="checkbox"/> 家計急変 <input type="checkbox"/> 不支給	<input type="checkbox"/> 学び奨学金 25,600円	

1 【保護者等の収入の状況等】(次の該当する□に✓印を付けてください。)

令和8年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していますか。

はい

⇒ 別紙様式「生活保護受給証明書」等を提出してください。

いいえ (私の世帯は、令和8年7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していないことを誓約します。)

→ 「いいえ」の場合は下記のどちらかを選択してください。

どちらかに✓印

令和8年度(令和7年中の所得)の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額が182,500円未満である。
※ 学びの革新環境充実奨学金は、保護者等全員の住民税所得割が非課税又は家計急変により非課税相当となる場合に限り対象となります。

家計急変により、保護者等全員の向こう1年間の収入見込みが、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計額182,500円未満相当となる見込みである。
⇒ 別紙様式「家計急変に係る申出書」等を提出してください。

2 【保護者等の状況】(次の①～⑥のいずれかの□に✓印を付けてください。)

選択した区分に応じて、課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者2名(両親) ※ 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2名存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名(一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、親権者に含まれません) ・離婚や死別等により親権者が1名 ・親権者は2名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者1名(理由:) ※ 単なる単身赴任や別居の場合は該当せず、DV(ドメスティックバイオレンス)、養育放棄等の特別な事情が該当します。
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
④	<input type="checkbox"/>	高校生等の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という。)(両親等)2名 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名(続柄:) ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 ※ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

課税証明書等を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄

【振込先金融機関】（振込先金融機関を記入してください。）

振込先口座 該当する□に✓印を付けて 必要に応じて住所等を記 載してください。	<input type="checkbox"/> 申請者本人の名義の振込先口座への振込を希望する。 高校生等との続柄（ ） 【原則として、こちらを選択して下欄へ口座を記入してください。】
	<input type="checkbox"/> 下記の者へ給付金の受領を委任する。 氏名 [<input type="checkbox"/> 高校生等本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外の保護者等 高校生等との続柄（ ）] 住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる 【下欄に記載してください】 [住所： 〒 _____]
金融機関・支店名	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 本店 支店 出張所 ()
預金種目	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

振込先の通帳の写し貼付欄

※ 振込先金融機関名、支店名、預金種目、口座番号及び口座名義が確認できる通帳のページの写しを貼り付けてください。

なお、ネットバンキングの場合は、口座情報が確認できる画面を印刷したものを添付してください。

【個人情報利用目的等】

この申請により県教育委員会が取得した個人情報は、広島県高校生等奨学給付金及び広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金に関する審査や支給に係る事務等必要な範囲内でのみ利用します。また、取得した個人情報は、関係する学校及び自治体に対し、審査業務の履行に必要な範囲内でのみ開示・提供します。

記入上の注意

【対象となる高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- ア 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- イ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ウ 該当する課程にチェックをし、学科（例：普通科、機械科など）を記入してください。

【保護者等の収入の状況等】の欄は、次によって記入してください。

- ア 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③ 法人である未成年後見人
 - ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤ その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）の受給を確認するため、別紙様式「生活保護受給証明書」に福祉事務所で7月1日現在の証明を受けたもの又は福祉事務所が証明する生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。

【保護者等の状況】の欄は、次によって記入してください。

- ア ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- イ ②の「親権者は2名存在するものの、特別な事情によりやむを得ず、親権者1名」とは、DV（ドメスティックバイオレンス）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や離婚協議中かつ別居中である場合などが該当します。保護者の失業や入院等は含まれません。
- ウ 親権者全員がDV等に該当する場合は、親権者が存在しない場合に含まれるとして、③、⑤、⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- エ 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、広島県教育委員会へ相談してください。
- オ 保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- カ ⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法における扶養者等）の課税証明書を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、広島県高校生等奨学給付金・広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金の受給資格はありません。
- イ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請してください。
- ウ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合には、原則として、支給対象外となります。
- エ 家計急変により申請した後、年収見込額が変更になった場合は申し出てください。
- オ 不正に広島県高校生等奨学給付金・広島県高等学校等学びの変革環境充実奨学金を受給した場合は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。